

「普通自動車第二種免許」取得支援制度のご案内

祐徳自動車株式会社では、タクシーの運転士を目指す方で運転士として働きたいという方々を募集しております。「普通自動車第二種免許」を持っていない方に対して免許取得を支援する制度があります。この制度を利用し普通自動車第二種免許を取得して、タクシー運転士として勤務できる制度ですので、多数のご応募お待ちしております。

※普通自動車一種免許（AT限定可）所持者「3年以上」

（過去3年間に免許の停止処分を受けていないこと）

- 1 応募時に年齢が65歳未満
- 2 研修生として雇用契約し、この期間の賃金は日給9,000円（実働7.5時間）を支払います。
15日締切・28日支給 社会保険・厚生年金・雇用保険・労働保険適用
- 3 休日は、日曜・祝日を基本とします。
- 4 普通自動車二種免許取得の翌日より、教育生として約10日間の社内研修及びタクシー協会での講習並びに「タクシー適正化特別措置法の規定に基づく福岡地域に係る輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験」合格後、半年間試用社員としてタクシー運転士勤務をしたのちに社員への登用を致します。乗務開始から3ヶ月間は月給20万円を保証致します。

《普通自動車第二種免許取得方法》

自動車学校に通って普通自動車第二種免許を取得して頂きますが、その費用については会社が全額負担致します。ただし、1年未満で自己都合により退職する者は、受験費用・教習費用を返還しなくてはなりません。自動車学校のない日は、6:30～14:30まで営業所にて勤務して頂き、試験合格の為の訓練や乗務員としての教育・車両整備の補助等をしていただきます

（令和3年6月1日現在）

以上